

研究会等の公開について

中小企業における個人保証等の在り方研究会（以下「研究会」という。）等の公開については、以下の通りとする。

1. 研究会

委員間の率直かつ自由な意見交換を確保するため、研究会の議事は、原則として非公開とする。また、研究会の議事録も非公開とするが、事務局の責任において作成した議事要旨を公開する。

2. 配布資料

研究会の配布資料は、原則として公開する。ただし、資料の内容によっては、事務局が座長と相談の上、非公開とすることが出来る。

(以上)